

公募型樹木等採取説明資料

応募する場合は、応募様式に加え下記事項の内容確認及び了承した上で応募して下さい。

1. 公募日 令和3年10月1日

2. 概要

- (1) 名称 公募型樹木等採取に伴う公募
(埼玉県児玉郡神川町肥土地先)
- (2) 場所 埼玉県児玉郡神川町肥土地先（神流川右岸7.8k付近）
(別紙-資料-1位置図参照)
- (3) 期間 令和4年1月4日から令和4年5月31日まで
- (4) 概要

河川の副産物の採取については、河川法（昭和39年法律第167号以下「法」という）第25条の河川区域内の土地における土石その他の河川の副産物の採取の許可に関する規定で同条の採取許可制度に基づき、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第15条第1項に規定する竹木（以下「樹木」という。）あし及びかや等を対象に規定されています。

河川副産物の採取の申請は、許可を受けようとする者が随時行うものですが、刈草や伐木した樹木については、飼料、農業資材、燃料、ほだ木等に利用されるなど地域にとって有用な材となることから、樹木、芝草及び雑草（以下「樹木等」という。）に限定し、さらなる有効活用の促進から民間の許可受け者（以下「選定者」という。）と河川管理者が除草や伐採等の工程を分担した取り組みを試行で行うものであり、樹木等の採取者を公募するものです。

3. 公募への参加資格

(1) 個人による応募

- ①直近1年間の税を滞納している者ではないこと。
- ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の暴力団員ではないこと。

(2) 団体（企業）による応募

- ①公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと。
- ②公募期間中において、会社更生法に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ③直近1年間の税を滞納している者ではないこと。
- ④警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではないこと。

4. 応募方法

公募型樹木等採取試行申込書及び応募様式の提出

提出方法：郵送、持参、FAX又は電子メールとします。（電子メールの場合は着信確認を行うこと。）

提出先：関東地方整備局 高崎河川国道事務所 工務第一課 河川工務係
〒370-0841 群馬県高崎市栄町6-41
電話 027-345-6045
FAX 027-345-6091
電子メール送付先：ktr-takasaki-koumu1@mlit.go.jp

受付期間：令和3年10月1日（金）から令和3年11月15日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで。
郵送の場合は令和3年11月15日（月）17時15分必着。

5. 選定者の決定方法

応募書類をもとに、採取に関する計画、採取を実施する工程及び採取の面積などから総合的に評価し、優れた者を選定します。

選定にあたっては、必要な情報収集あるいは、履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリング等を実施することがあります。

なお、上記の審査結果、複数の応募者間で明確な差がないと判断された場合には、該当する応募者の中から抽選により申請者を選定するものとします。

選定者の通知は令和3年11月下旬に通知させていただきます。

6. 採取区域とそこに生育する樹種、樹径等の情報

- (1) 採取区域は別紙-資料-2、資料-3のとおり。
- (2) 割当てられた採取区域内の樹木については全て伐採することとします。
- (3) シンジュ、ニセアカシアを主体とした雑木林

7. 採取時期

- (1) 採取時期は、河川管理者より別途選定者へ通知させていただきます。
- (2) 採取時期の決定にあたっては、進入路の安全確保及び施錠等を考慮して、応募書類を参考に決定させていただきます。
- (3) 河川管理者の指定した日時に作業出来ない場合は、選定者の自己管理により作業をして頂くことも可能です。

8. 採取に当たって実施すべき安全対策等（清掃、交通整理等）の内容

- (1) 作業において、泥汚れや樹木片の散乱等が発生した場合は清掃を実施して下さい。
- (2) 作業においては、関係法令等を遵守して下さい。

9. 採取を実施する工程

別紙-資料-4 作業内容パターン別区分一覧を参照

10. 作業環境

- (1) 進入路の幅員 約3m（途中車止めあり、上空等に障害物はありません）
- (2) 出入り口 神川ゆ〜ゆ〜ランドより
- (3) 仮置場 仮置場を設けます

※作業に伴う道路環境【幅員等】は、別紙-資料-5を参照。

11. 自損事故を起こした場合又は河川管理施設若しくは第三者に損害を与えた場合の取り扱い及び河川管理者の指示による中止の扱い

- (1) 河川管理者が、河川利用者や選定者の事故を未然に防止する観点から平常時の巡視等において採取の実施状況を把握します。その結果に基づいて、必要に応じて選定者に適切な指導を行う場合があります。
- (2) 選定者が樹木等を採取するにあたって、周辺に生息する希少種に影響を及ぼし、又は刈草や伐木した樹木の搬出時に周辺に迷惑をかけることのないように指導する場合があります。
- (3) 採取は、選定者の責任において行うものであるため、採取中の自損事故の処理、第三者への加害に対する損害賠償等は選定者の責任において行わなければならない。また、第三者や河川管理施設等に損害を与えた場合には、選定者から速やかに通報を求め、適切に対応するよ

う指示する場合があります。

(4) 河川管理施設に対する損害については、法第18条に基づきその原因者に復旧を求めるとともに、河川管理者が自ら復旧を行う場合も含めて、法第67条に基づき当該原因者に対し、復旧に要する費用負担を求めることがあります。

(5) 河川管理者から指示があった場合には、無償で採取を停止することとします。

12. 河川法の手続き

選定後、選定者は法第25条の申請を行って頂きます。

なお、申請の様式等は別途指示します。

13. 採取料徴収

今回は河川法に基づく採取料の徴収は行わないものとします。

14. 完了報告

選定者は、採取が完了したときは、河川管理者に報告を行うこととします。

15. 履行確認

完了報告後、履行状況や許可条件の遵守状況について確認を行い、必要がある場合は、選定者に対して指導を行う場合があります。

指導を行ってもなお、許可条件を守らない場合は許可を取り消す場合があります。

このような場合や採取不履行と考えられる場合には、以降の公募において、申請者の選定から除外する場合があります。

16. 説明会

選定後、現地説明会を実施開催します。

なお、開催日時等（12月中旬）は選定者の通知（11月下旬）と併せてお知らせします。

17. 応募様式及び説明資料に対する質問方法

(1) 応募様式及び説明書に対する質問の提出

提出方法：質問する場合は、持参、FAX又は電子メールにより提出して下さい。

質問書の回答を受ける方の氏名、電話番号を記載して下さい。

なお、企業の場合は担当部署等の記載もお願いします。

提出先：関東地方整備局 高崎河川国道事務所 工務第一課

FAX 027-345-6091

電子メール送付先：ktr-takasaki-koumu1@mlit.go.jp

受付期間：令和3年10月1日（金）から令和3年10月15日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで。

(2) 質問に対する回答

回答方法：質問者の方へ電話による回答をすると共に、高崎河川国道事務所のホームページに掲載させて頂きます。

回答日：質問内容を取りまとめのうえ、令和3年10月20日（水）までに行います。

(3) 質問の回答に対する再質問の提出

提出方法：17.(1)と同じ。

提出先：17.(1)と同じ。

受付期間：令和3年10月22日（金）から令和3年10月28日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで。

(4) 再質問に対する回答

回答方法：17.(2)と同じ。

回 答 日：質問内容を取りまとめのうえ、令和3年11月1日（月）までに行います。

18. 無効

公募において示した参加資格のない者の申請書又は資料に虚偽の記載をした者を決定者としていた場合には決定を取り消します。

19. その他

- (1) 現地状況（樹種、作業環境等）を確認し、了承した上で応募して下さい。
- (2) 応募状況により、箇所の変更等をお願いする場合があります。